措置の名称		経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用	交付対象経費	機構に交付を求める予定の資金の額
①		円	円	円
②		円	円	円
③		円	円	円
合計		円	円	円

（記載上の注意）

１．「措置の名称」欄は、第４の２⑴に記載した全ての措置についてそれぞれ記載すること。

２．「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」欄は、それぞれの措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

３．「交付対象経費」欄は、「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」のうち交付対象経費の額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。また、交付対象経費の合計額は、２に記載した額と合致することに留意すること。

４．「機構に交付を求める予定の資金の額」欄は、３に記載した額のうちそれぞれの措置に充てることを予定している金額を記載すること。この場合において、各措置における「交付対象経費」に機構が定める交付率を乗じた額とする必要はなく、交付を求める予定の資金の合計額が３に記載した額と合致していればよいことに留意すること。

５．適宜、行を追加すること。

第８　実施計画の実施に伴う労務に関する事項

（記載上の注意）

組織再編成等の全ての当事者について、それぞれ、次に掲げる事項を記載すること。

⑴　実施計画の始期における職員数

⑵　実施計画の終期における職員数

⑶　経営基盤の強化のための措置の実施に充てる予定の職員数

⑷　⑶中、新規採用される職員数

⑸　経営基盤の強化のための措置の実施に伴い出向又は解雇される職員数

（その他記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

２．申請者

⑴　実施計画の認定を共同して申請する金融機関等があるときは、経営基盤強化実施金融機関等又は経営基盤強化実施金融機関等以外の申請金融機関等の別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（別表）（申請金融機関等－単体）

		年 月末実績	年 月末実績	年 月末実績／実績見込み	年 月末計画	年 月末計画	年 月末計画	年 月末計画	年 月末計画	年 月末計画
資産・負債・純資産の部（平均残高）	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	純資産の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うちその他有価証券評価差額金									
	うち自己株式									
損益	業務純益									
	業務収益									
	資金運用収益									
	うち貸出金収入									
	うち有価証券配当金									
	うち投資信託解約益									
	役務取引等収益									
	特定取引収益									
	その他業務収益									
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益）									
	業務費用									
	資金調達費用									
	うち預金・譲渡性預金利息									
	うち投資信託解約損									
	役務取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	うち国債等債券関係（＝国債等債券売却損＋国債等債券償還損＋国債等債券償却＋債券費・社債費）									
	一般貸倒引当金繰入額									
	経費									